

H26.4.1以後適用の消費税率経過措置Q&A(1/2)

No	項目	経過措置の概要	具体的な適用対象範囲等	サンプル事例	H26/4/1改正消費税率等の経過措置Q&A	(指定日①) H25/10/1⇒	(施行日①) H26/4/1⇒	(指定日②) H27/4/1⇒	(施行日②) H27/10/1⇒	H27/10/1以降
							⇒5%		⇒8%	⇒10%
1	税率適用の原則	・適用の原則 ・決算締め日 ・H26/4/1をまたぐ1年間の役務提供 ・売上返品等			・Q01 施行日前後の取引の消費税法の適用関係の原則は？ ・Q02 施行日の前日までに購入した在庫品は？ ・Q03 決算締め日の取扱いは？ ・Q04 施行日を含む1年間の役務提供を行う場合は？ ・Q05 施行日前後の返品等の取扱いは？					
2	旅客運賃等	H26/4/1以後に行う 旅客運賃、映画・演劇等の入場料金 等のうち、H26/3/31までに領収しているもの	【旅客運賃、映画・演劇等の入場料金の範囲】 ① 汽車、電車、乗合自動車、船舶、航空機の旅客運賃(料金含む) ② 映画、演劇、演芸、音楽、スポーツ、見せ物を不特定多数者に見せる(又は聴かせる)場所への入場料金 ③ 競馬場、競輪場、小型自動車競走場、モーターボート競走場への入場料金 ④ 美術館、遊園地、動物園、博覧会場その他不特定多数者が入場する施設(又は場所)でこれらに類するものへの入場料金	・H26/4/7～H26/10/6までの6か月定期券をH26/3/31に購入⇒5%のままでOK	・Q06 経過措置の概要は？ ・Q07 「領収している場合」とは？ ・Q08 乗車券等が発行されない場合の取扱いは？ ・Q09 ICカードのチャージによる乗車等の取扱いは？ ・Q10 ディナーショーの料金の取扱いは？		● 領収 ● 5% ● 乗車	● 領収 ● 8% ● 乗車		
3	電気料金等	継続供給契約に基づき、H26/4/1前から継続して供給している 電気料金 等で、H26/4/1からH26/4/30までに検針等により料金が確定するもの	【電気料金等の範囲】 検針等により料金が確定する以下のもの ① 電気の供給 ② ガスの供給 ③ 水道水又は工業用水の供給及び下水道を使用させる行為 ④ 電気通信役務の提供 ⑤ 熱供給及び温泉の供給	・検針等の料金算定期間が3/26-4/25になっている電気料金等⇒5%のままでOK ・料金が月毎に定められているデータ通信役務等⇒経過措置対象外	・Q11 経過措置の概要は？ ・Q12 「継続的に供給等することを約する契約」とは？ ・Q13 「支払を受ける権利の確定」とは？ ・Q14 携帯電話の料金の取扱いは？ ・Q15 定額通信料金の取扱いは？ ・Q16 H26/4/30後に初めて料金が確定する場合の取扱いは？		● 3.26開始 ● 4.25終了 ● 継続 ● 5% ● 確定	● 9.26開始 ● 10.25終了 ● 継続 ● 8% ● 確定		
4	請負工事等	H25/9/30までに締結した （一定の要件に該当する） 工事請負契約(製造・測量・設計・ソフトウェア開発等の請負契約含む)に基づき、H26/4/1以後に行う課税資産の譲渡等 (ただし、上記経過措置を受けるには相手方に、契約書、請求書等でその旨の明示が必要)	【一定の要件】 ① 工事の請負の契約 日本標準産業分類(総務省)の大分類の建設業に分類される工事で、工事の完成とその対価支払いを約する契約 ② 製造の請負の契約 日本標準産業分類(総務省)の大分類の製造業に分類される製造で、製造目的物の完成とその対価支払いを約する契約(見込み生産は含まず) ③ これらに類する契約 測量、地質調査、工事施工調査、企画、立案、監理、設計、映画制作、ソフトウェア開発その他の請負契約(委任その他の請負類似契約含む)で、仕事の完成に長期間を要し、かつ、当該仕事の目的物の引渡しが一括して行われるもののうち、当該契約内容に相手方の注文が付されているもの(建物譲渡契約で、建物譲渡者の注文に応じて建築される建物に係る内外装・設備・構造も含む)	・H25/9/30に自宅の新築工事請負契約を締結した。完成引き渡しはH26/4/30の予定⇒5%のままでOK ・上記自宅新築締結工事で、オプションでキッチンに追加工事を実施することになり、H25/10/1に増額の工事契約を締結した。 ⇒増額部分は8%！！	・Q17 経過措置の概要は？ ・Q18 「工事の請負等の契約」とは？ ・Q19 契約書のない工事の取扱いは？ ・Q20 工事着手日の取扱いは？ ・Q21 下請工事の取扱いは？ ・Q22 地方公共団体の仮契約による契約日の取扱いは？ ・Q23 機械設備等の販売に伴う振付工事の取扱いは？ ・Q24 「その他の請負に類する契約」とは？ ・Q25 「仕事の完成に長期間を要する」とは？ ・Q26 目的物の引渡しを要しない請負契約等の取扱いは？ ・Q27 「内容に相手方の注文が付されている」とは？ ・Q28 「建物譲渡者の注文」の範囲は？ ・Q29 「建物譲渡者の注文」の有無の確認方法は？ ・Q30 建築後に注文を受けて譲渡する建物の取扱いは？ ・Q31 青田売りマンションの取扱いは？ ・Q32 経過措置適用工事の請負金額増減時の取扱いは？ ・Q33 経過措置適用工事のための課税仕入の取扱いは？ ・Q34 「経過措置適用工事であることの書面通知」とは？		● 契約 ● 5% ● 引渡 ● 契約 ● 8% ● 引渡 ● 契約 ● 10% ● 引渡	● 契約 ● 8% ● 引渡 ● 契約 ● 10% ● 引渡		
5	資産の貸付け	H25/9/30までに締結した （一定の要件に該当する） 資産貸付契約に基づき、H26/4/1前から継続して行う資産の貸付け (ただし、上記経過措置を受けるには相手方に、契約書、請求書等でその旨の明示が必要)	【一定の要件】 契約内容が、次の「①及び②」又は「①及び③」に掲げる要件に該当するとき (ただし、H25/10/1以後に対価の金額変更が行われた場合は経過措置は適用されない) ① 契約に資産貸付期間と期間中の対価が定められている。 ② 事業者が事情変更等を理由に対価変更を求めることができる旨の定めがない。 ③ 契約期間中に当事者の一方(又は双方)がいつでも解約申入れをできる旨の定めがない。並びに、貸付資産の取得費用と付随費用(利子・保険料含む)の合計額のうち、契約期間の資産貸付対価合計額の占める割合が90/100以上であるよう契約で定めている。	・左の一定要件を満たす事務所の賃貸借(賃貸借期間：H25/10/1～H27/9/30)契約をH25/9/30に締結した。 ⇒H27/9/30までは5%でOK	・Q35 経過措置の概要は？ ・Q36 売買として取り扱われるリース取引の取扱いは？ ・Q37 自動継続条項のある賃貸借契約の取扱いは？ ・Q38 貸付期間中の解約条項がある場合の取扱いは？ ・Q39 「対価の額が定められている」とは？ ・Q40 賃料の変更があらかじめ決まっている場合の取扱いは？ ・Q41 一定期間賃料の変更が行えない場合の取扱いは？ ・Q42 「消費税率の改正時は改正後の税率による」旨の定めは？ ・Q43 正当な理由による対価増減の取扱いは？		● 契約 ● 資産貸付 ● 5% ● 終了 ● 契約 ● 資産貸付 ● 8% ● 終了	● 契約 ● 対価変更 ● 8% ● 終了 ● 契約 ● 対価変更 ● 10% ● 終了		
6	指定役務の提供	H25/9/30までに締結した （一定の要件に該当する） 役務提供契約で、その性質上 役務提供時期 をあらかじめ定めることができないもので、当該役務提供に先立って 対価の全部(又は一部)が分割支払される契約(＝割賦販売法の前払式特定取引契約のうち、指定役務の提供) に基づき、H26/4/1以後に行う役務の提供	【指定役務の提供】 冠婚葬祭のための施設提供その他の便宜提供等の役務提供 【一定の要件】 役務内容が、次の①及び②に掲げる要件に該当するとき (ただし、H25/10/1以後に対価の金額変更が行われた場合は経過措置は適用されない) ① 当該契約の役務提供対価が定められている。 ② 事業者が事情変更等を理由に対価変更を求めることができる旨の定めがない。	・いつくるかわからない自分の葬儀に備えて、一定要件を満たす冠婚葬祭互助会契約をH25/9/30に締結し、毎月一定額を支払うことになった。H26/4月30日時点で、葬儀日程は未定である。 ⇒5%のままでOK	・Q44 経過措置の概要は？ ・Q45 「指定役務の提供」とは？		● 契約 ● 先払 ● 5% ● 提供 ● 契約 ● 先払 ● 8% ● 提供	● 契約 ● 対価変更 ● 8% ● 提供 ● 契約 ● 対価変更 ● 10% ● 提供		
7	予約販売の書籍等	H25/9/30までに締結した不特定多数者に対する 書籍等の定期継続供給契約 に基づき、譲渡対価の全部(又は一部)がH26/3/31までに領収され、H26/4/1以後に行われる書籍等の譲渡		・週刊誌の年間雑誌購読契約をH25/9/30に締結した。雑誌の購読期間はH25/11/1～H26/10/31になる予定である。 ⇒5%のままでOK	・Q46 経過措置の概要は？ ・Q47 「定期的」とは？		● 契約 ● 領収 ● 5% ● 販売 ● 契約 ● 領収 ● 8% ● 販売			
8	特定新聞等	不特定多数者に週、月その他の一定期間週に定期発行される 新聞(又は雑誌) で、発行者が指定する 発売日 がH26/4/1前であるものうち、その譲渡がH26/4/1以後に行われるもの			・Q55 経過措置の概要は？		● 3.31発売日 ● 4.1販売 ● 指定 ● 5% ● 販売	● 9.30発売日 ● 10.1販売 ● 指定 ● 8% ● 販売		
9	通信販売	通信販売事業者が、H25/9/30までにその販売価格等の条件を提示し(又は提示する準備を完了)、H26/3/31までに申込みを受け、提示した条件に従ってH26/4/1以後に行われる商品の販売		・通販会社がH25/9/30前配布のカタログで、H26/3/31に注文を受けた。商品の発送はH26/4/1以後になる予定である。 ⇒5%のままでOK	・Q48 経過措置の概要は？ ・Q49 「不特定多数者に販売条件を提示する」とは？ ・Q50 「提示する準備を完了した場合」とは？ ・Q51 売買契約の申込みの方法の取扱いは？ ・Q52 「商品の販売」とは？		● 提示 ● 申込 ● 5% ● 販売 ● 提示 ● 申込 ● 5% ● 販売			

H26.4.1以後適用の消費税率経過措置Q&A(2/2)

No	項目	経過措置の概要	具体的な適用対象範囲等	サンプル事例	H26/4/1改正消費税率等の経過措置Q&A	(指定日①) H25/10/1⇒	(施行日①) H26/4/1⇒	(指定日②) H27/4/1⇒	(施行日②) H27/10/1⇒	H27/10/1以降
10	有料老人ホーム	H25/9/30までの間に締結した(一定の要件に該当する)有料老人ホームの終身入居契約に基づき、H26/4/1前から継続して介護役務の提供を行う場合の、H26/4/1以後に行われる入居一時金対応役務の提供	【一定の要件】 ①入居期間中の介護料金が入居一時金として支払われる ②当該一時金が事情変更等を理由に金額変更を求めることができる旨の定めがない。		・Q56 経過措置の概要は？		⇒5%		⇒8%	⇒10%
11	その他	・長期割賦販売 ・工事進行基準 ・リース取引 ・特定収入			・Q53 長期割賦販売等の資産譲渡時期の特例の取扱いは？ ・Q54 長期大規模工事の工事進行基準適用時の特例の取扱いは？ ・Q57 リース延払基準の資産譲渡時期の特例の取扱いは？ ・Q58 リース譲渡の資産譲渡時期の特例の取扱いは？ ・Q59 特定収入の仕入控除税額調整計算の取扱いは？					生活必需品等への軽減税率導入

<免責事項>※図表については、わかりやすさを優先し説明を簡略化している場合があります、またその内容について保証するものではありません。

個別の案件につきましては、専門家にご相談ください。

指定日の前日：(一定の)経過措置適用のために必要な契約書等の締結完了期日

施行日：消費税率引上げ日